



## 規制の対象

- 【旧法】
- ① 水質汚濁防止法の特定施設廃止時
  - ② 人の健康被害のおそれがある場合

- 【改正法】
- ① 水質汚濁防止法の特定施設廃止時
  - ② 人の健康被害のおそれがある場合
  - ③ 3,000m<sup>2</sup> を超える土地改変時
  - ④ 自主調査で確認された汚染を行政に届け出た場合
- 変更無し

## 区域の指定

- 【旧法】 基準を超過した範囲が指定区域となり、台帳に載せられる

- 【改正法】 基準を超過した場合、健康被害のおそれを知事が判断し、区域を分類し、指定する

## 措置の内容

- 【旧法】 事業者が原則となる措置を参考に措置内容を決定

- 【改正法】 事業者が措置内容を決定することはできるものの、原則となる措置を知事が指示する

## 運搬の方法

- 【旧法】 特になし

- 【改正法】 運搬中の汚染土壌が飛散や他の土壌と混合することがないように対策が必要となる

## 浄化の方法

- 【旧法】 浄化施設の認定

- 【改正法】 汚染土壌処理業としての許可制度

## 改正後の土壌汚染対策法のフロー

